

富津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託 仕様書

1. 委託業務名

富津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

2. 業務目的

国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第21条第4項に基づき、実行計画に地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加するよう努めることとされたところである。

本業務では、富津市（以下、本市）がカーボンニュートラルを実現するための具体的対策・施策等を検討するとともに、これら対策・施策等を推進することを目的とする、本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に係る支援業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

4. 委託業務の内容

環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・算定手法編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」に基づき適切な方法で行うこと。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた計画を作成すること。

(1) 基礎情報の収集・整理・現状分析

基礎情報として、地球温暖化の現状と地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理する。本市の自然的・経済的・社会的な観点から地域特性を示す基礎情報を収集し、市の関連計画や国・県など戦略的に反映すべき計画との整理を

行い、脱炭素社会実現に向けて解決すべき課題を整理する。また、市内における再生可能エネルギーの導入状況について情報収集を行い、課題等について現状分析を行う。

(2) 温室効果ガス排出量と将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース BAU）について推計を行う。また、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を、複数のパターンについて推計を行う。

(3) 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

地域の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を達成した社会に向けた脱炭素シナリオと将来ビジョンを作成する。なお、各行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

(4) 再生可能エネルギーの導入目標の作成

温室効果ガスの将来推計にともなうシナリオに応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮し、種別毎に導入目標を設定する。また、再生可能エネルギー種別毎の導入ポテンシャル、現状の市のエネルギー消費量に対する温室効果ガスの削減効果を検証する。また、最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例について調査し整理する。

上記の検討結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2050年を最終年度とし、中期目標も設定する。

(5) 政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための政策及び指標の検討を行う。また、再生可能エネルギー等の適正・適地の概略検討を行うと共に、将来的な「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた重要な施策に関する構想の検討を行う。

(6) 計画の推進体制、進捗管理、公表方法等の検討

市民・事業者・市の各主体が相互に連携し、全庁一丸となって実行計画を推進していくための体制について、現況を踏まえて検討を行うこと。また、計画の進捗管理について、今後継続的に実施が可能な手法及びその公表方法等について検討し、マニュアル等を作成すること。

(7) 意識調査

①アンケート調査（市民対象）

富津市民1,000人程度を対象としたアンケート調査を実施し、温室効果ガス排出の実態、再エネ・省エネ機器等の導入の実態、今後の導入意向及び課題などを分析し、計画に反映すること。

受注者は、アンケートの調査項目の検討、作成、印刷、発送、回収、集計及び分析を行い、調査結果報告書を作成すること。

調査対象の市民の抽出は本市が行い、住所・氏名を受注者に提供する。

なお、調査票はA4版10頁程度（設問数20問程度）、調査方法は郵送による配布・回収を想定しており、本市と協議の上決定することとし、アンケート調査に係る費用は受注者の負担とする。

②ヒアリング調査（事業者対象）

富津市内の事業者10者程度を対象としたヒアリング調査を実施し、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組や、削減目標等を調査し、その結果の取りまとめを行い、計画に反映すること。

受注者は、ヒアリングの調査項目の検討、作成、実施及び分析を行い、調査結果報告書を作成すること。

なお、ヒアリングの内容は5項目程度、調査方法は現地にて聞き取りを想定しており、本市と協議の上決定することとし、ヒアリング調査に係る費用は受注者の負担とする。

(8) ゼロカーボンシティ宣言への支援

令和5年度に予定している「富津市ゼロカーボンシティ宣言」までの事務手続き等に対する各種支援業務を行うこと。

(9) パブリックコメントの実施支援

本市のホームページや広報等で公表するための関連資料の作成を支援する。パブリックコメントで寄せられた市民からの意見を取りまとめ、回答案を作成すること。

(10) 計画策定のための各種会議の運営支援

環境審議会を含む各種会議の開催は6回程度とし、その他、本市と協議の上必要に応じて適宜実施する。また、各種会議の開催にあたり、本市の指示の下、受注者は資料作成の補助、会議への出席及び必要に応じて説明を行い、会議の都度、その内容に対する議事録を作成して本市の確認を受けるものとする。

受注者と本市の打ち合わせ・協議の内容は、協議記録として受注者が取りまとめ、受注者と本市が確認の上、双方が保管するものとする。

5. 実行計画策定のスケジュール（予定）

期日等	実施内容
令和5年7月中旬	・本業務委託の契約締結 (基礎情報の収集・整理・現状分析等)
7月中旬～10月上旬	・アンケート・ヒアリング調査（設計・実施・取りまとめ）
10月上旬	・実行計画素案作成 ・環境審議会（実行計画素案諮問）
11月中旬	・環境審議会（実行計画素案答申）
12月上旬	・市議会（実行計画案）説明
12月中旬～令和6年1月中旬	・パブリックコメント実施
令和6年1月下旬	・環境審議会（実行計画決定報告）

6. 技術者の配置条件

受注者は、業務を遂行するに当たり、必要な知識、技術及び相当の経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。配置技術者は、主任技術者、主担当技術者を配置することとする。

主任技術者及び主担当技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行い、打ち合わせ、協議に臨場するものとし、過去5年以内に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定支援または地方公共団体による「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の策定支援実績のある技術者を配置するものとする。

7. 納品場所

富津市役所市民部環境保全課（千葉県富津市下飯野 2443 番地）

8. 成果品（※電子データは Microsoft Office Excel、Word または PowerPoint
いずれかで作成したもの及び PDF ファイル）

(1) 成果品は次のとおりとする。

①業務報告書 2 部

②業務報告書概要版 2 部

③アンケート・ヒアリング調査結果報告書

規 格 A 4 版縦サイズ、横書き、40 頁程度

印 刷 50 部 両面カラー、コート紙、中折り針金製本

④富津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

規 格 A 4 版縦サイズ、横書き、120 頁程度、UniVoiceコード付

印 刷 50 部 両面カラー、コート紙、レザック製本

⑤富津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

規 格 A 4 版縦サイズ、横書き、20 頁程度、UniVoiceコード付

印 刷 100 部 両面カラー、コート紙、中折り針金製本

⑥その他参考資料 2 部

⑦上記データを格納した電子データ（CD-RまたはDVD-R）各 1 枚

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有
権（以下「著作権等」という。）は、本市が保有するものとする。

(3) 成果品に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既
存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとし
る。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既
存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手續
きを行うものとする。

9. その他

(1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた
計画を作成し、本市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するも

のとする。

- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。
- (3) 受注者は、富津市個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了前に速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧することとする。
- (5) 本業務の遂行にあたって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として、受注者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定することとする。
- (7) 本業務は、環境省補助事業である「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の第1号事業の1を活用した業務であるため、当該補助金の主旨を理解したうえで業務を遂行することとする。